

復興公営住宅等移転補助金Q & A

Q1	復興公営住宅等移転補助金(以下、移転補助金という。)はどんな補助金ですか？
A 1	応急仮設住宅等の応急一時的な住まいから市内の公営住宅や市内の民間賃貸住宅等の恒久的な住まいへの移転を促し、応急仮設住宅の早期解消と被災者の自立及び再建を推進することを目的としており、移転に要する引越し費用及び引越しに伴う諸費用として一律10万円を補助するものです。
Q2	補助対象経費は引越し費用のほかに何がありますか？
A 2	本事業では「引越しに伴う諸費用」も補助対象経費としています。具体的には、引越しに伴い購入した台車、はしご等の引越し作業のための備品費、移転先に備えられていない場合のエアコン、冷蔵庫、洗濯機等を自ら補充した場合の備品費、引越し時に要する消耗品費、修繕費、電話設置費等の通信運搬費、不要となった家財の処分費等です。
Q3	10万円以上の費用がかかっても補助金は10万円ですか？
A 3	定額補助としていますので、10万円を超える費用がかかった場合でも補助金額は10万円となります。
Q4	申請期限はいつまでですか？
A 4	平成32年3月31日まで申請は可能です。
Q5	補助金交付申請してから、補助金が入金されるまでどのくらい期間がかかりますか？
A 5	申請後、要件確認のための審査期間に約2か月程度を要します。その後の支払い手続きの期間を加えると、入金まで約3か月程度となる予定です。
Q6	補助申請するには予約は必要ですか？
A 6	補助申請は事前に電話予約が必要です。提出書類等については、事前に確認されてから市役所生活再建支援課又は各総合支所保健福祉課にて申請されることをお勧めします。 なお、補助金交付申請をしても、必ず補助金を受けられるとは限りませんので、ご留意願います。
Q7	申請は、各総合支所でも可能ですか？
A 7	可能です。事前に総合支所保健福祉課へ電話予約をお願いします。
Q8	応急仮設住宅等から市内の復興公営住宅への移転（引越し）は済んでいます。さかのぼっての適用は可能ですか？
A 8	本事業では、補助対象とする移転の日を平成23年3月12日までさかのぼることとしておりますので、申請受付日以前に移転された方でも他のすべての要件を満たしている場合は申請は可能です。
Q9	避難所から民間賃貸住宅等に移転した場合は、対象となりますか？
A 9	本事業の対象とはなりません。本事業の重要な目的の一つに仮設住宅の解消があり、避難所からの移転については制度設計段階で対象外としています。
Q10	り災判定の程度が一部損壊の場合、移転補助金の対象になりますか？
A 10	対象外です。対象となるのは、半壊以上です。
Q11	市外からの転入者についても、市区町村税等に滞納がないことが必要ですか？その際はどのように証明をすればよいですか？
A 11	市外からの転入者についても市区町村税等に滞納がないことが要件となります。 申請の際に、前住所地の市区町村が発行する最新年度の納税証明書（未納がないことがわかるもの）を添付していただくようになります。
Q12	引越しは完了しましたが、住所は異動していません。住民票を異動しないと手続きできませんか？
A 12	原則として、住民票の異動が必要になります。

Q13	市外に引越した場合は、どうして補助対象とならないのですか？
A13	石巻市においても少子高齢化や人口減少の問題は深刻であり、本市としても種々対策を講じるべく取り組んでいるところです。そのような中、本事業の目的と併せて本市としての政策の方向性に沿った取扱いとしたものであり、人口減少に少しでも歯止めがかかるよう取り決められました。
Q14	なぜ、応急仮設住宅から市内の公営住宅や市内の民間賃貸住宅等へ移転した場合しか移転補助金の対象にならないのですか？
A14	家を建設、購入された場合や自宅を補修して再建された場合は、石巻市の住宅再建事業や防災集団移転促進事業等の補助の対象となり、それらの補助制度において移転費用等を申請していただくこととなります。そのため、本事業の移転補助金の対象となるのは、それら補助金の対象とはならない場合（公営住宅や民間賃貸住宅等への移転）となります。
Q15	なぜ、生活保護受給世帯は対象とならないのですか？
A15	生活保護受給世帯については、引越しの際、生活保護費から引越し費用を支出するため、本事業の対象とはなりません。
Q16	世帯主(申請者)は被災時の世帯主でしょうか？また、被災時の世帯主が亡くなった場合は誰が申請者になるのでしょうか？
A16	世帯主とは、補助金交付申請時点の世帯、つまり移転先（市内）の世帯の世帯主をいいます。移転先の世帯主が申請者になれる要件としては、東日本大震災によるり災の判定が半壊以上の世帯の被災者であることです。
Q17	災害危険区域内で被災をして、市外の民間賃貸住宅に引越した場合は、対象となりますか？
A17	対象となりません。 本事業の補助金は、防災集団移転促進事業、かけ地近接等危険住宅移転事業の補助対象となっている場合や、東日本大震災被災者住宅再建事業若しくは東日本大震災被災者危険住宅移転事業の補助金の交付又は交付決定を受けた場合は受けられません。また、補助申請時点で市内に引き続き居住し転出の予定がないことも要件となっています。
Q18	応急仮設住宅等から市内の復興公営住宅に入居して移転補助金を受けた後に、当該復興公営住宅から自宅新築のために移転した場合、本市の住宅再建事業の補助対象となりますか？
A18	本市の住宅再建事業の補助対象となります。ただし、移転補助を受けた場合は、住宅再建事業の補助金額から既に交付を受けた移転補助金10万円を差し引くこととなります。
Q19	応急仮設住宅等から補助対象となる移転をした後に更に移転した場合は補助金を受けられますか？
A19	応急仮設住宅等から復興公営住宅等への最初の移転が補助対象となります。 しかし、応急仮設住宅等から移転後にさらに移転した先が市外の場合には、引き続き市内に居住するという対象要件に該当しなくなるため対象外となります。
Q20	1戸の仮設住宅に住んでいる親夫婦と子の家族が同居していた場合で、親夫婦又は子の家族のいずれかが公営住宅に引越した場合は補助対象となりますか？
A20	仮設住宅入居世帯の一部が移転し、他の世帯員が仮設住宅に未だ住み続けている場合、即ち応急仮設住宅等の明渡しを伴わない移転の場合は、本事業の補助対象となりません。 応急仮設住宅等の明渡し及びその手続きが完了した時点で補助対象とすることにしています。
Q21	離婚して仮設住宅から民間賃貸住宅へ夫と妻が別々に移転するが、世帯主である夫が先に移転した場合、最後に仮設住宅を明渡す妻が申請することはできますか？
A21	仮設住宅に残った妻は、夫が移転した時点で世帯主になります。当該妻が半壊以上の被災者であれば申請は可能です。他の要件をすべて満たしていれば補助金は受けられます。
Q22	代理での申請は可能ですか？
A22	申請者（補助金交付対象者＝世帯主）本人が窓口で申請することが原則ですが、入院中などやむを得ない事情により、本人が申請書を提出することができない場合は、代理人による提出ができます。 代理人による申請書提出の際は、委任状、代理人の本人確認書類等が必要になります。 なお、同居する親族が申請書を提出する場合には、委任状は不要とし、当該親族の本人確認書類等が必要となります。